

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	高千穂町

高千穂町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 宮崎県西臼杵郡高千穂町役場農林振興課
所在地 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地
電話番号 0982-73-1208
FAX番号 0982-73-1228
メールアドレス ringyou@town-takachiho.jp

(注)1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カワウ、ノウサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	宮崎県高千穂町

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	水稲	2.72	2,725
	豆類	0.14	2
	雑穀	0.04	12
	果樹	0.31	403
	飼料作物	1.35	777
	野菜	0.05	146
	イモ類	0.07	231
	合計	4.68	4,296
シカ	水稲	0.66	668
	雑穀	0.28	75
	果樹	0.02	31
	飼料作物	0.96	584
	合計	1.92	1,358
サル	野菜	0.01	51
	合計	0.01	51
タヌキ	水稲	0.01	17
	雑穀	0.01	47
	野菜	0.15	71
	合計	0.17	135
カラス	水稲	0.03	29
	野菜	0.00	50
	合計	0.03	79
ウサギ	雑穀	0.05	0
	合計	0.05	0
ムクドリ	野菜	0.02	32
	合計	0.02	32

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ	イノシシの被害は、年間を通して町内全域において発生している。水稻への被害が多く、特に9月中旬から10月中旬の収穫時期が集中している。飼料作物への食害が顕著である。食害以外では、畦畔や農道の法面、農業用水路の掘り起こしなど、農業施設への被害が目立っている。
②シカ	シカの被害は、年間を通して町内全域において発生している。5月から6月にかけては、田植え直後の水稻への食害が発生している。祖母山系に面する町北部ではヒノキやスギへの食害や被剥、椎茸のほだ木や生椎茸への食害等、林産物に対する被害が多く発生している。
③サル	近年サルの群れが確認されており、年々出没が増加している。それに伴い被害も増加傾向にあり、特に椎茸への被害が深刻である。市街地や通学路での出没も増えており、住民生活に不安を与えている。
④カラス	町内全域に生息しており、主に野菜への被害が発生している。家畜用飼料の食害や家庭ゴミをあさるなどの生活被害も発生している。
⑤アナグマ・タヌキ	町内全域に生息しており、主に夏頃に飼料作物や野菜に多く被害が発生している。住居敷地や畜舎近辺での出没による生活被害も多発している。
⑥アライグマ	令和4年に人里近くで1頭捕獲、令和5年度に2頭捕獲されている。また、町内でアライグマのものと思われる爪痕など生息の引き続き警戒を行う。
⑦カワウ・サギ類	近年は町内において被害が確認されてきており、五ヶ瀬川水系下流側の自治体では被害が多く、水系での一体的な鳥獣被害防止の取り組みが必要である。
⑧ノウサギ	町内の山林、特に造林地での苗木の食害が顕著に確認されており、再生林の妨げとなっている。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和6年度)		目標値(令和10年度) 〔15%削減〕	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
イ ノ シ シ	4.68	4,296	3.97	3,651
シ カ	1.92	1,358	1.63	1,154
サ ル	0.01	51	0.00	43
タ ヌ キ	0.17	135	0.14	114
カ ラ ス	0.03	79	0.02	67
ウ サ ギ	0.05	0	0.04	0
ム ク ド リ	0.05	32	0.04	27

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>高千穂町有害鳥獣捕獲班(8班)と野生猿特別捕獲班の計9班による銃器・わなによる捕獲活動に取り組んでいる。また、県主催のわなの講習会等への積極的な参加を呼びかけ、捕獲技術の向上にも努めている。</p> <p>平成29年から民間の有害鳥獣捕獲班を鳥獣被害対策実施隊に任命し、対象鳥獣捕獲員としての活動も行っている。</p>	<p>捕獲員の高齢化、狩猟免許取得者の減少により、捕獲員の担い手確保が急務となっている。特に銃猟による捕獲・追い払い等の効果は薄れてきている。</p> <p>また、鳥獣の被害は広域的に発生するため、県境や市町村境に隣接する地域では関係市町村等と情報を共有し更なる連携強化を図りながら、鳥獣被害対策を行う必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会による国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用したワイヤーメッシュ柵等の設置や県単事業を活用した小規模電気柵の設置に対する補助を行ってきた。</p>	<p>防護柵の設置は進んでいるが、農林業者の高齢化や減少による耕作放棄地や柵の適正な維持管理が重要な課題となっている。</p> <p>地域が一体となった集落の点検作業や除草などを行える体制整備や緩衝帯の設置などといった集落の環境整備など地域住民に対する啓発活動を行っていく必要がある。</p>
生息環境管理に関する取組	<p>町内で実施される野生動物のモニタリング調査結果を活用し、生息状況の把握に努めている。農地や防護柵設置周辺の緩衝地帯での時季を定めた草刈りについて地元への指導を行っている。</p>	<p>シカについては町内での生息分布について一定の偏りがあるため、重点的に対策すべき場所を検討できるが、イノシシについては町内全域に偏りなく分布しているため、重点を置いた対策が取りにくい。</p>

(注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5) 今後の取組方針

高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会や県、隣接する自治体、関係機関と連携を強化し、鳥獣被害防止総合対策事業に積極的に取り組むとともに、狩猟者の育成、狩猟機材の整備・狩猟技術の向上に努める。
 また、引き続き防護柵の整備を進めるとともに、地域が効果的・効率的に被害防止対策に取り組めるよう集落環境の整備や柵の適正な維持管理などについて研修会・講演会を行い、地域が一体となって主体的に取り組む意識の向上を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊のうち民間の高千穂町有害鳥獣捕獲班(野生猿特別班を含む)が対象鳥獣捕獲員の任命を受け、町内の農林業者及び町からの依頼を受けて有害鳥獣の捕獲を行う。また、アライグマ捕獲従事者を育成し、捕獲体制を整備する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ	高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携し捕獲機材(わな等)の導入を行う。また、県と連携し新規狩猟免許取得者の確保に努める。
	シカ	
	サル	
	カラス	
	アナグマ	
	タヌキ	
	アライグマ	
	カワウ	
	ノウサギ	
	サギ類	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシは、令和4年度に1,568頭、令和5年度に1,110頭、令和6年度に1,643頭捕獲したが、依然として被害額が多く繁殖力も強いいため年間1,200頭を捕獲計画数とする。</p> <p>シカは、令和4年度に1,754頭、令和5年度に2,024頭、令和6年度に1,626頭捕獲しており、人工林での被害額が拡大している状況のため、2,100頭を捕獲計画数とする。</p> <p>サルは、令和4年度に3頭、令和5年度に1頭、令和6年度に3頭捕獲しているが、群れによる被害も確認されていることから、年間10頭を捕獲計画数とする。</p> <p>カラスは、野菜や家畜飼料等の被害が年間を通して発生しており継続して捕獲するため100羽を捕獲計画数とする。</p> <p>アナグマ・タヌキは、令和4年度に231頭、令和5年度に344頭、令和6年度に442頭捕獲しており、農作物等への被害拡大のほか住居被害を引き起こす個体について計350頭を捕獲計画数とする。</p> <p>アライグマは、特定外来生物であるため、生息が確認され次第、速やかに捕獲する。</p> <p>カワウ・サギ類は、町内での被害報告が年々増加している。必要に応じて近隣市町村や関係機関と連携し、対応していく。</p> <p>ノウサギは、再造林地の苗木被害の防止のために、必要に応じて捕獲する。</p> <p>また、イノシシやシカ、サルについては第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図っていくほか、その年の状況に応じて対応していく。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
シカ	2,100頭	2,100頭	2,100頭
サル	10頭	10頭	10頭
カラス	100羽	100羽	100羽
アナグマ	200頭	200頭	200頭
タヌキ	150頭	150頭	150頭
アライグマ	1頭	1頭	1頭
カワウ	1羽	1羽	1羽
ノウサギ	1羽	1羽	1羽
サギ類	1羽	1羽	1羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>すべての獣種において、銃器及びわなにより年間を通して捕獲できる体制をとるが、状況に合わせて対応する。</p> <p>イノシシとシカ、サルについては、町内全域を捕獲区域とし、その他獣種については被害状況等に応じて区域を設定する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注)1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注)1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
イノシシ	電気柵	10,000m	電気柵	10,000m	電気柵	10,000m
シカ	ネット柵	10,000m	ネット柵	10,000m	ネット柵	10,000m
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵	7,000m	ワイヤーメッシュ柵	4,000m	ワイヤーメッシュ柵	3,000m

(注)1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	繁茂期前後の柵周囲の草刈り、見回りによる破損個所の確認及びその修繕に対する指導	繁茂期前後の柵周囲の草刈り、見回りによる破損個所の確認及びその修繕に対する指導	繁茂期前後の柵周囲の草刈り、見回りによる破損個所の確認及びその修繕に対する指導
シカ	繁茂期前後の柵周囲の草刈り、見回りによる破損個所の確認及びその修繕に対する指導	繁茂期前後の柵周囲の草刈り、見回りによる破損個所の確認及びその修繕に対する指導	繁茂期前後の柵周囲の草刈り、見回りによる破損個所の確認及びその修繕に対する指導

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和8年度	イノシシ、シカ、サル、カラス、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カワウ、ノウサギ、サギ等	各種研修会や座談会、チラシ配布等により地域住民の意識の向上を図り、地域が一体となって主体的に誘因除去や追い払い、緩衝帯や侵入防止策の設置及び管理を行っていく体制づくりを行う。
令和9年度	イノシシ、シカ、サル、カラス、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カワウ、ノウサギ、サギ等	各種研修会や座談会、チラシ配布等により地域住民の意識の向上を図り、地域が一体となって主体的に誘因除去や追い払い、緩衝帯や侵入防止策の設置及び管理を行っていく体制づくりを行う。
令和10年度	イノシシ、シカ、サル、カラス、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カワウ、ノウサギ、サギ等	各種研修会や座談会、チラシ配布等により地域住民の意識の向上を図り、地域が一体となって主体的に誘因除去や追い払い、緩衝帯や侵入防止策の設置及び管理を行っていく体制づくりを行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

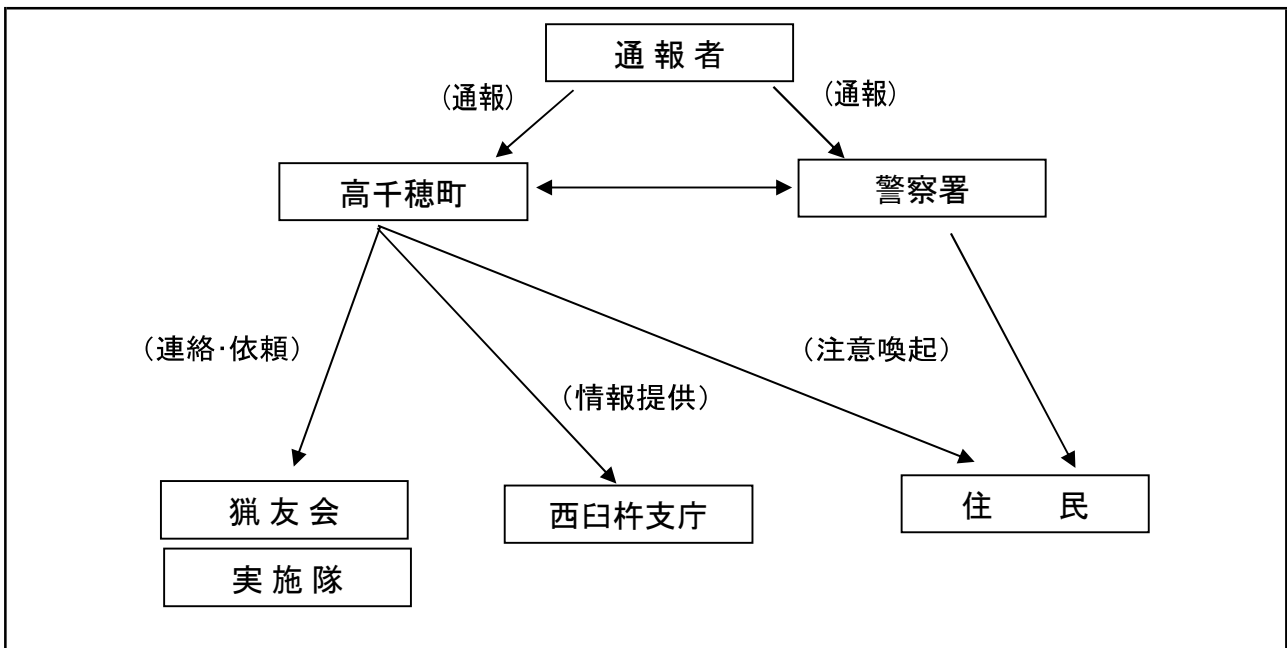
関係機関等の名称	役 割
西臼杵支庁	被害防止活動の支援を行う。
高千穂町農林振興課	被害の情報収集及び関係機関への情報提供を行う。地域住民に対する注意喚起と被害防止活動の支援を行う。実施隊や猟友会と連携し、捕獲や追い払い活動を行う。
高千穂警察署	地域住民の生命・身体の保護、避難等に関する支援を行う。
鳥獣被害対策実施隊 猟友会	町や猟友会と連携し、捕獲や追い払い活動を行う。 町や実施隊と連携し、捕獲や追い払い活動を行う。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣については、原則として捕獲現場での埋設処理もしくは自家消費とするが、必要な手続きを取り、許可を得て食品利用する場合はこれを妨げないものとする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会
構成機関の名称	役 割
宮崎県高千穂町	1市2町が交替で協議会事務局を担当し、協議会に関する連絡調整事務等を行う。高千穂町における野生鳥獣による被害防止対策事業を実施する。
熊本県高森町	1市2町が交替で協議会事務局を担当し、協議会に関する連絡調整事務等を行う。高森町における野生鳥獣による被害防止対策事業を実施する。
大分県竹田市	1市2町が交替で協議会事務局を担当し、協議会に関する連絡調整事務等を行う。竹田市における野生鳥獣による被害防止対策事業を実施する。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県、大分県、宮崎県	オブザーバーとして情報提供及び助言を行う。
株式会社九州自然環境研究所	アドバイザーとして情報提供、その他必要な支援を行う。
阿蘇農業協同組合、熊本県農業共済組合、大分県農業協同組合、宮崎県農業協同組合高千穂地区本部、宮崎県農業共済組合	農産物被害の情報提供を行う。また、体系的防御を実施する。
阿蘇森林組合、竹田市森林組合、西臼杵森林組合	森林及び林産物被害の情報提供を行う。また、体系的防御を実施する。
高森・竹田・西臼杵地区猟友会	相互に連携し、捕獲活動を実施する。
宮崎北部森林管理署	国有林野における被害情報等の提供・協力をを行う。

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月30日に設置。
有害鳥獣の捕獲活動、侵入防止柵の設置、緩衝帯の設置や追い払いなど、またそれに関する指導や助言、点検を行い、被害防止計画に基づく被害防止施策を実施する。
鳥獣被害防止対策業務の担当課に所属する職員に加え、128名の有害鳥獣捕獲班員が民間隊員として加入している。(令和7年度)

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

高千穂町では、平成19年度より熊本県高森町、大分県竹田市とともに高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会を設立し、県域をまたがる広域地域において、野生鳥獣による被害防止対策の充実・強化を図るとともに、関係機関の連携の下、総合的な被害防止体系を確立し、農林水産業被害の軽減等に資するため各種事業に取り組んでいる。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

宮崎県が開催する鳥獣被害対策研修を受講し、鳥獣被害対策マイスターの認定を受け、被害防止対策の適切な知識の普及や現地における技術の定着を図る役割を担い、地域が一体となって取り組む積極的な被害防止対策を推進していく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。